

港湾法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）	1
※ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの	
○ 北海道開発のためにする港湾工事に係る法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抄）（第二条関係）	29
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）（第三条関係）	31
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）（第四条関係）	32
○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）（附則第五条関係）	34
○ 景観法（平成十六年法律第十号）（抄）（附則第五条関係）	35

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 港湾の効果的な利用及び保全に関する計画</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 港湾環境整備計画（第五十一条―第五十一条の五）</p> <p>第五節 協働防護計画（第五十一条の六―第五十一条の十四）</p> <p>第十章 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け等（第五十四条の三―第五十五条の二の二）</p> <p>第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置（第五十五条の二の三―第五十五条の四の四）</p> <p>第四節～第六節（略）</p> <p>第十一章～第十三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定）</p> <p>第二条の四 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第三十七条の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 港湾の効果的な利用に関する計画</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 港湾環境整備計画（第五十一条―第五十一条の五）（新設）</p> <p>第十章 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け（第五十四条の三―第五十五条の二）</p> <p>第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置（第五十五条の二の二―第五十五条の四）</p> <p>第四節～第六節（略）</p> <p>第十一章～第十三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定）</p> <p>第二条の四 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第三十七条の</p>

三第一項及び第三項において同じ。)の利用に資する施設若しくは工作物(以下この項、第五十五条の二第一項及び第五十五条の二の二第二項において「海洋再生可能エネルギー発電設備等」という。)の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭(以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。)を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を中核として海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。

2 3 4 (略)

第三条の二 (略)
(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 3 5 (略)

六 官民の連携による港湾の効果的な利用及び保全に関する基本的な事項

七 (略)

3 3 6 (略)

(港湾計画)

第三条の三 (略)

2 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めることができる。

3 港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇その他の港湾

三第一項において同じ。)の利用に資する施設若しくは工作物(以下この項及び第五十五条の二第一項において「海洋再生可能エネルギー発電設備等」という。)の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭(以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。)を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を中核として海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。

2 3 4 (略)

第三条の二 (略)
(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 3 5 (略)

六 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項

七 (略)

3 3 6 (略)

(港湾計画)

第三条の三 (略)

(新設)

(新設)

- 区域の水象に係る高さの変化に対応するため、臨港地区内にある港湾施設であつて次に掲げるもの（第五十一条の六第一項から第三項まで及び第五十一条の九において「特定港湾施設」という。）の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる。
- 一 防潮堤、護岸、堤防又は胸壁
 - 二 前号に掲げるもののほか、荷さばき地その他の港湾施設であつて港湾区域の水象に係る高さの変化によりその運営に著しい影響を受けるものとして国土交通省令で定めるもの
- 4| 港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5| 4| (略)
 - 6| 7| (略)
 - 8| 国土交通大臣は、第六項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第四項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを變更すべきことを求めることができる。
 - 9| 国土交通大臣は、第六項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。
 - 10| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第六項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。
 - 11| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第九項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第六項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示し
- 2| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3| 2| (略)
 - 4| 5| (略)
 - 6| 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第二項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを變更すべきことを求めることができる。
 - 7| 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。
 - 8| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。
 - 9| 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示し

なければならぬ。

12| (略)
(削る)

第三十七条 (港湾区域内の工事等の許可)

2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第十一項若しくは第十二項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占有又は同項第四号の行為の許可をしてはならぬ。

3| 6 (略)

(公募対象施設等の公募占有指針)

第三十七条の三 港湾管理者は、第三十七条第一項の許可(長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための同項第一号の占有に係るものに限る。第四項、第三十七条の八第二項及び第三項並びに第三十七条の十第三項において同じ。)の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占有する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物(以下「公募対象施設等」という。)について、港湾区域内水域等の占有及び公募の実施に関する指針(以下「公募占有指針」という。)を定めることができる。

3| 2 (略)

前項第一号に掲げる事項が再生可能エネルギー源の利用に資する施設又は工作物であつて国土交通省令で定めるもの(次条第三

なければならぬ。

10| (略)

11| 第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が港湾計画を定め、又は変更する場合に準用する。

第三十七条 (港湾区域内の工事等の許可)

2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占有又は同項第四号の行為の許可をしてはならぬ。

3| 6 (略)

(公募対象施設等の公募占有指針)

第三十七条の三 港湾管理者は、第三十七条第一項の許可(長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための同項第一号の占有に係るものに限る。第三項、第三十七条の八第二項及び第三項並びに第三十七条の十第三項において同じ。)の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占有する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物(以下「公募対象施設等」という。)について、港湾区域内水域等の占有及び公募の実施に関する指針(以下「公募占有指針」という。)を定めることができる。

2 (新設)
(略)

項において「再生可能エネルギー源利用施設等」という。）を含む場合における公募占用指針には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たつて留意すべき港湾の利用に関する事項を定めなければならない。

4 第二項第二号の区域は、港湾管理者の管理する水域施設の区域その他の第三十七条第一項の許可の申請を行うことができる者が公募により決定することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域として国土交通省令で定める区域については定めないものとする。

5 8 (略)

(公募占用計画の提出)

第三十七条の四 (略)

2 (略)

3 設置しようとする公募対象施設等が再生可能エネルギー源利用施設等である場合における公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項を記載しなければならない。

4 (略)

(占用予定者の選定)

第三十七条の五 (略)

2 3 (略)

4 港湾管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者及び公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る前条第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

3 前項第二号の区域は、港湾管理者の管理する水域施設の区域その他の第三十七条第一項の許可の申請を行うことができる者が公募により決定することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域として国土交通省令で定める区域については定めないものとする。

4 7 (略)

(公募占用計画の提出)

第三十七条の四 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(占用予定者の選定)

第三十七条の五 (略)

2 3 (略)

4 港湾管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 (略)

(公募占用計画の認定)
第三十七条の六 (略)

2 港湾管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した港湾区域内水域等の区域及び占用の期間並びに当該認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されている場合にあっては、当該事項のうち国土交通省令で定めるものを公示しなければならない。

(公募占用計画の変更等)
第三十七条の七 (略)

2 (略)

3 港湾管理者は、第一項の変更の認定をする場合において、当該変更の認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

4 (略)

(公募を行った場合における港湾区域内水域等の占用の許可等)
第三十七条の八 (略)

2・3 (略)

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第三十七条の六第二項の占用の期間（前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第四項において準用する第三十七条の六第二項の占用の期間）内は、第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等の区域（前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第四項において準用する第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等）の区域（前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第四項において準用する第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等）

5 (略)

(公募占用計画の認定)
第三十七条の六 (略)

2 港湾管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

(公募占用計画の変更等)
第三十七条の七 (略)

2 (新設)
(略)

3 (略)

(公募を行った場合における港湾区域内水域等の占用の許可等)
第三十七条の八 (略)

2・3 (略)

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第三十七条の六第二項の占用の期間（前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第三項において準用する第三十七条の六第二項の占用の期間）内は、第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等の区域（前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第三項において準用する第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等）

の区域)については、第三十七条第一項の許可(同項第一号に係るものに限る。)の申請をすることができない。

(臨港地区内における行為の届出等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

7 港湾管理者は、第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が次の各号(第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、第三号及び第四号。次項及び第十項において同じ。)に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し計画の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

一 新設又は増設される工場等の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の輸送に関する計画が当該港湾の港湾施設的能力又は第三條の三第十一項若しくは第十二項の規定により公示された港湾計画に照らし適切であること。

二 新設又は増設される工場等の事業活動により生ずることとなる廃棄物のうち、当該港湾区域又は臨港地区(当該工場等の敷地を除く。)内において処理されることとなるものの量又は種類が第三條の三第十一項又は第十二項の規定により公示された港湾計画において定めた廃棄物の処理に関する計画に照らし適切であること。

三 第三條の三第十一項又は第十二項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。

四 (略)

8 (略)

第四十三條の七 第五十五條の二の三、第五十五條の四及び第五十五條の五の規定は、開発保全航路に関する工事について準用する

の区域)については、第三十七条第一項の許可(同項第一号に係るものに限る。)の申請をすることができない。

(臨港地区内における行為の届出等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

7 港湾管理者は、第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が次の各号(第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、第三号及び第四号。次項及び第十項において同じ。)に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し計画の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

一 新設又は増設される工場等の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の輸送に関する計画が当該港湾の港湾施設的能力又は第三條の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画に照らし適切であること。

二 新設又は増設される工場等の事業活動により生ずることとなる廃棄物のうち、当該港湾区域又は臨港地区(当該工場等の敷地を除く。)内において処理されることとなるものの量又は種類が第三條の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画において定めた廃棄物の処理に関する計画に照らし適切であること。

三 第三條の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。

四 (略)

8 (略)

第四十三條の七 第五十五條の二の二、第五十五條の四及び第五十五條の五の規定は、開発保全航路に関する工事について準用する

(臨港地区内における行為の届出の特例)

第四十三条の十四 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第四十三条の十一第一項若しくは第六項の規定による指定又は前条第一項の認可を受けた港湾運営会社の当該指定又は認可に係る運営計画に記載された第四十三条の十二第一項第二号に掲げる事項に第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為が記載されている場合において当該港湾運営会社が当該運営計画に従つて当該行為をするときは、適用しない。

第九章 港湾の効果的な利用及び保全に関する計画

(港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例)

第五十条の四 (略)

2 (略)

3 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の二第九項の規定により公表された港湾脱炭素化推進計画に定められた港湾脱炭素化促進事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該港湾脱炭素化推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合には、適用しない。

(特定利用推進計画の作成)

第五十条の六 特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者(以下この節において「特定港湾管理者」という。)は、当該特定貨物輸入拠点港湾について、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「特定利用推進計画」という。)を作成することができる。

2 特定利用推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定め

(臨港地区内における行為の届出の特例)

第四十三条の十四 港湾運営会社が第四十三条の十一第一項若しくは第六項の規定による指定又は前条第一項の認可を受けたときは、当該指定又は認可に係る運営計画に記載された第四十三条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良のうち、当該建設又は改良を行うに当たり、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

第九章 港湾の効果的な利用に関する計画

(港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例)

第五十条の四 (略)

2 (略)

3 第五十条の二第三項第三号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(特定利用推進計画の作成)

第五十条の六 特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」という。)は、当該特定貨物輸入拠点港湾について、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「特定利用推進計画」という。)を作成することができる。

2 特定利用推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定め

るものとする。

一・二 (略)

三 前号の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業(次項及び第五十条の八において「特定貨物取扱埠頭機能高度化事業」という。)その他の事業及びその実施主体に関する事項

四・五 (略)

3
3
11 (略)

(特定利用推進計画に係る港湾区域内の工事等の許可等の特例)
第五十条の八 (略)

2 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の六第九項の規定により公表された特定利用推進計画に定められた特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第二号に掲げる事項が定められた当該特定利用推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

(国際旅客船拠点形成計画の作成)

第五十条の十六 (略)

2 国際旅客船拠点形成計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 前号の目標を達成するために行う国際旅客船取扱埠頭の機能の高度化を図る事業(次項並びに次条第二項及び第三項において「国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業」という。)その他の事業及びその実施主体に関する事項

四 (略)

3
3
9 (略)

(国際旅客船拠点形成計画に係る港湾施設等の認定等の特例)

るものとする。

一・二 (略)

三 前号の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業(次項及び第五十条の八第一項において「特定貨物取扱埠頭機能高度化事業」という。)その他の事業及びその実施主体に関する事項

四・五 (略)

3
3
11 (略)

(特定利用推進計画に係る港湾区域内の工事等の許可等の特例)
第五十条の八 (略)

2 第五十条の六第三項第二号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(国際旅客船拠点形成計画の作成)

第五十条の十六 (略)

2 国際旅客船拠点形成計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 前号の目標を達成するために行う国際旅客船取扱埠頭の機能の高度化を図る事業(次項及び次条第二項において「国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業」という。)その他の事業及びその実施主体に関する事項

四 (略)

3
3
9 (略)

(国際旅客船拠点形成計画に係る港湾施設等の認定等の特例)

第五十条の十七 (略)

2 (略)

3 | 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、前条第七項の規定により公表された国際旅客船拠点形成計画に定められた国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該国際旅客船拠点形成計画に従つて同号に規定する行為をする場合には、適用しない。

第五節 協働防護計画

(協働防護計画の作成)

第五十一条の六 港湾管理者は、協働防護区域ごとに、第三条の三第十一項又は第十二項の規定によりその概要が公示された港湾計画に記載されている同条第三項に規定する事項を特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して実施することにより特定港湾施設(同条第二号に掲げるものに限る。)並びに工場及び事業場(次項において「特定港湾施設等」という。)を防護するための計画(以下「協働防護計画」という。)を作成することができる。

2 | 前項の「協働防護区域」とは、臨港地区内の区域であつて、港湾施設並びに工場及び事業場の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して行う特定港湾施設の整備又は管理によつて、特定港湾施設等が浸水することにより当該特定港湾施設等にあるコンテナ、木材その他の物資が散乱することを防止すべき一団の土地の区域をいう。

3 | 協働防護計画には、協働防護区域(前項に規定する協働防護区域をいう。以下同じ。)の位置及び区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該協働防護区域における特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する基本的な方針

第五十条の十七 (略)

2 (略)

3 | 前条第三項第三号に掲げる事項が定められた国際旅客船拠点形成計画が同条第七項の規定により公表されたときは、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(新設)

(新設)

- 二 協働防護計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために、行う特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業（以下「最適化事業」という。）並びにその実施主体に関する事項
- 四 協働防護計画の達成状況の評価に関する事項
- 五 計画期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、協働防護計画の実施に関し当該港湾管理者が必要と認める事項
- 4 前項第三号に掲げる事項には、最適化事業の実施に係る第三十条第一項の許可を要する行為に関する事項を定めることができる。
- 5 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとするときは、公聴会を開き、当該協働防護計画に係る協働防護区域に利害関係を有する者に、当該協働防護区域の位置及び区域に関する意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該協働防護区域の位置及び区域並びに公聴会の期日及び場所をあらかじめ公告しなければならない。
- 6 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協働防護計画に定める事項について当該協議会において協議を行わなければならない。
- 7 港湾管理者は、協働防護計画に第三項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者（当該港湾管理者を除く。）の同意を得なければならない。
- 8 港湾管理者は、協働防護計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第三項第三号の実施主体に送付しなければならない。この場合においては、当該協働防護計画に係る協働防護区域の位置及び区域について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを

いい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第五十一条の十一第二項及び第五十五条の四の第三項において同じ。）により公衆の縦覧に供するとともに、当該協働防護区域の区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

9| 国土交通大臣は、前項前段の規定により協働防護計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

10| 第五項の規定は協働防護計画（協働防護区域の位置及び区域に係る部分に限る。）を変更する場合について、第六項から前項までの規定は協働防護計画を変更する場合について、それぞれ準用する。

（協働防護協議会）

第五十一条の七 港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、協働防護協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2| 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一| 協働防護計画を作成しようとする港湾管理者

二| 協働防護計画に定めようとする最適化事業を実施すると見込まれる者（前号に掲げる者を除く。）

三| 関係する地方公共団体

四| 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者

3| 最適化事業を実施し、又は実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、当該最適化事業に係る港湾管理者に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

4| 前項の規定による要請を受けた港湾管理者は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

5| 港湾管理者は、第一項の規定により協議会を組織したときは、

（新設）

遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

6| 第三項に規定する者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

7| 前項の規定による申出を受けた港湾管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

8| 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、第二項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるもの（前項の規定により協議会の構成員となつた者を含む。）に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

9| 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

10| 国土交通大臣は、協働防護計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

11| 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

12| 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（公表された協働防護計画に係る港湾隣接地域内の工事の許可の特例）

第五十一条の八 第五十一条の六第四項に規定する事項が定められた協働防護計画が同条第八項前段（同条第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る最適化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

（新設）

(協働防護協定の締結等)

第五十一条の九 第五十一条の六第八項前段の規定により公表された協働防護計画(以下この項及び次項において「公表協働防護計画」という。)に定められた最適化事業の実施主体(当該実施主体と当該最適化事業に係る特定港湾施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなるものを除く。第五十一条の十三において同じ。)を有する者(以下この項において「所有者等」という。))とが異なる場合にあつては、当該所有者等を含む。)は、その全員の合意により、かつ、公表協働防護計画に係る港湾管理者(以下この節において「特定港湾管理者」という。)の認可を受けて、当該最適化事業に係る特定港湾施設の整備又は管理に関する協定(以下「協働防護協定」という。)を締結することができる。

2 前項の規定により協働防護協定を締結することができる者以外の者であつて、公表協働防護計画に係る協働防護区域において特定港湾施設を所有し、又は管理する者は、当該実施主体に申し出て、同項の規定により締結される協働防護協定に参加することができる。この場合において、同項の規定中「含む。」とあるのは、「含む。」及び次項前段の規定によりこの項に規定する協定に参加することを希望する者」とする。

3 協働防護協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協働防護協定の目的となる特定港湾施設(次号、第五十一条の十一及び第五十一条の十三において「協定特定港湾施設」という。)

二 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定特定港湾施設の港湾区域の水面からの高さ(協働防護協定の目的となる防潮堤、護岸、堤防及び胸壁にあつては、これらの天端の水面からの高さ)又は構造に関する基準

ロ 協定特定港湾施設の定期的な点検、災害時における防潮堤

(新設)

の陸闡の操作又は荷さばき地にあるコンテナの固縛若しくは荷さばき地への移動式貨物流出防止柵の据付けその他の協定特定港湾施設の管理に関する基準

ハ 協定特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法

二 その他協定特定港湾施設の整備又は管理に関する事項

三 協働防護協定の有効期間

四 協働防護協定に違反した場合の措置

(認可の申請に係る協働防護協定の縦覧等)

第五十一条の十 特定港湾管理者は、前条第一項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協働防護協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協働防護協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

(協働防護協定の認可)

第五十一条の十一 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 協定特定港湾施設の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第五十一条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該協働防護協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定特定港湾施設

(新設)

(新設)

設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定特定港湾施設である旨又は協定特定港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

(協働防護協定の変更)

第五十一条の十二 協働防護協定を締結した者(次条に規定する公示後所有者等を含む。第五十一条の十四第一項において同じ。)は、当該協働防護協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(協働防護協定の効力)

第五十一条の十三 第五十一条の十一第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公示のあつた協働防護協定は、公示後所有者等(その公示のあつた後において協定特定港湾施設の所有者若しくは管理者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者となつた者をいう。)に対しても、その効力があるものとする。

(協働防護協定の廃止)

第五十一条の十四 協働防護協定を締結した者は、第五十一条の九第一項又は第五十一条の十二第一項の認可を受けた協働防護協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(直轄工事)

第五十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(直轄工事)

第五十二条 (略)

2
(略)

3| 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4| 地方財政法第十七条の二第一項及び第十九条第二項の規定は、港務局について第二項の場合に準用する。この場合において、「地方公共団体」とあるのは、「港務局」と読み替えるものとする。

(高度港湾工事の代行)

第五十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項に定めるところによるほか、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設(第一号において「特定係留施設等」という。)の改良に関する工事(次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。以下この条において「高度港湾工事」という。)を当該港湾管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 特定係留施設等の従前の機能を確保するために必要であること。

二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

2| 前項の規定により国土交通大臣が行う高度港湾工事に要する費用は、国が負担金等相当額(港湾管理者が自ら当該高度港湾工事を行うこととした場合に国が当該港湾管理者に交付する負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)

2
(略)

(新設)

3| 地方財政法第十七条の二第一項及び第十九条第二項の規定は、港務局について前項の場合に準用する。この場合において、「地方公共団体」とあるのは、「港務局」と読み替えるものとする。

(新設)

を、当該港湾管理者が当該高度港湾工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額をそれぞれ負担する。

3| 国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行う場合において必要があると認めるときは、当該港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該高度港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4| 国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。

5| 国土交通大臣は、第一項の規定による高度港湾工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(土地又は工作物の譲渡)

第五十三条 第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物は、国土交通大臣において、港湾管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け等

(海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条の二 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産(第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であるものに限る。)|を第三十七条第一項又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項の許可を受

(土地又は工作物の譲渡)

第五十三条 前条に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物は、国土交通大臣において、港湾管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け

(海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条の二 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を第三十七条第一項又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項の許可を受けた者(海洋再生

けた者（海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。以下この条及び次条において「許可事業者」という。）に貸し付けることができる。

2
5 4 (略)

5 | 国土交通大臣又は海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長は、第一項又は前項の規定によりこれらの規定に規定する行政財産の貸付けをするときは、その貸付けの相手方である許可事業者との間で、次条第一項に規定する協議会において協議が調った場合においてはその貸付けに係る当該行政財産について同項の規定による要請をした許可事業者に一時的に利用させる旨をその貸付けに係る貸付契約の契約条項として定めておかなければならない。

6 | 第一項又は第四項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

7
5 9 (略)

(利用調整協議会)

第五十五条の二の二 前条第一項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者であつて当該貸付けの対象となつていられるらの規定に規定する行政財産とは別のこれらの規定に規定する行政財産について一時的な利用を希望するものは、これらの行政財産の双方が同一の港湾管理者の管理する港湾に所在する場合を除き、国土交通大臣に対し、当該一時的な利用に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「利用調整協議会」という。）を組織することができ。

2 | 前項の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織するものとする。

可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。以下この条において「許可事業者」という。）に貸し付けることができる。

2
5 4 (略)

(新設)

5 | 第一項又は前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

6
5 8 (略)

(新設)

3| 利用調整協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一| 国土交通大臣

二| 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長

三| 第一項の規定による要請をした許可事業者

四| 第一項の規定による要請に係る一時的な利用の対象となる行政財産について前条第一項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者

五| 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の理事長

六| 関係行政機関の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

4| 国土交通大臣は、利用調整協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

5| 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

6| 利用調整協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

7| 利用調整協議会において協議が調った事項については、利用調整協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8| 前各項に定めるもののほか、利用調整協議会の運営に関し必要な事項は、利用調整協議会が定める。

第五十五条の二の三 (略)

(非常災害の場合における土地の一時使用等)

第五十五条の三 港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場にある者若しくはその付近に居住する者に対し防衛に従事す

第五十五条の二の二 (略)

(非常災害の場合における土地の一時使用等)

第五十五条の三 港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその付近に居住する者に対し防ぎよに従事

べきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2| 港湾管理者は、その管理する荷さばき地その他の国土交通省令で定める港湾施設について非常災害による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十八第一項に規定する災害応急対策必要物資をいう。）の荷さばきその他の流通に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土地若しくは建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

3| 第一項の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等）

第五十五条の三の二 国土交通大臣は、広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策（災害対策基本法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第五十五条の四の二第一項において同じ。）であつて、港湾施設を使用して行うものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の実施のため必要があると認めるときは、第五十四条第一項の規定にかかわらず、港湾広域防災区域（港湾区域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域のうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、広域災害応急対策を実施するために特に必要があると認めて国土交通大臣があらかじめ告示した区域をいう。以下この条において同じ。）内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実

すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

（新設）

2| 前項の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等）

第五十五条の三の二 国土交通大臣は、広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。）であつて、港湾施設を使用して行うものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の実施のため必要があると認めるときは、第五十四条第一項の規定にかかわらず、港湾広域防災区域（港湾区域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域のうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、広域災害応急対策を実施するために特に必要があると認めて国土交通大臣があらかじめ告示した区域をいう。以下この条において同じ。）内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実

施のため必要なものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条において「港湾広域防災施設」という。）について、期間を定めて、自ら管理することができる。

2
5
7 （略）

（非常災害等の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等）

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象（以下この項及び次項において「非常災害等」という。）が発生した場合において、当該非常災害等の発生によりその機能に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある港湾又は当該非常災害等に係る緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合において、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。

2| 国土交通大臣は、非常災害等が発生した場合において、当該非常災害等に係る緊急輸送の確保の状況に鑑み、必要があると認めるときは、当該緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる港湾の港湾管理者に対し、当該港湾管理者が前項前段の要請を行うか否かの判断に資する情報を提供するものとする。

3| 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

4| （略）

ため必要なものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条において「港湾広域防災施設」という。）について、期間を定めて、自ら管理することができる。

2
5
7 （略）

（非常災害等の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等）

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象（以下この項において「非常災害等」という。）が発生した場合において、当該非常災害等の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合において、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。

（新設）

2| 国土交通大臣は、前項の規定により港湾施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

3| （略）

5| 国土交通大臣は、前項の規定により第三項の規定による告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。

6| (略)

(損失の補償)

第五十五条の四 国又は港湾管理者は、第五十五条の二の三第一項、第五十五条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第五十五条の三の三第六項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三の二第七項、第五十五条の三の四又は前条第五項の規定による行為により損失を受けた者に対し、それらの行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

2 第四十一条第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「港湾管理者」とあるのは、「国又は港湾管理者」と読み替えるものとする。

(災害応急対策港湾施設使用協定の締結等)

第五十五条の四の二 港湾管理者は、その管理する港湾施設について、災害時における緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、荷さばき地、上屋その他災害応急対策に必要なものとして国土交通省令で定める港湾施設（港湾施設用地を除く。以下この項において「災害応急対策港湾施設」という。）を所有する者又は当該災害応急対策港湾施設の敷地である土地の所有者若しくは当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者であつて港湾管理者以外の者（次項及び第五十五条の四の四において「民間災害応急対策港湾施設所有者等」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この

4| 国土交通大臣は、前項の規定により第二項の規定による告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。

5| (略)

(損失の補償)

第五十五条の四 国又は港湾管理者は、第五十五条の二の二第一項、第五十五条の三第一項（第五十五条の三の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三の二第七項、第五十五条の三の四又は前条第五項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

2 第四十一条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「港湾管理者」とあるのは、「国又は港湾管理者」と読み替えるものとする。

(新設)

節において「災害応急対策港湾施設使用協定」という。）を締結して、災害時において当該災害応急対策港湾施設を使用することができる。

一 災害応急対策港湾施設使用協定の目的となる災害応急対策港湾施設（以下この節において「協定災害応急対策港湾施設」という。）

二 協定災害応急対策港湾施設の災害時における使用の方法

三 災害応急対策港湾施設使用協定の有効期間

四 災害応急対策港湾施設使用協定に違反した場合の措置

五 その他協定災害応急対策港湾施設の災害時における使用に關し必要な事項

2 災害応急対策港湾施設使用協定については、民間災害応急対策港湾施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（災害応急対策港湾施設使用協定の縦覧等）

第五十五条の四の三 港湾管理者は、災害応急対策港湾施設使用協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該災害応急対策港湾施設使用協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該災害応急対策港湾施設使用協定について、港湾管理者に意見書を提出することができる。

3 港湾管理者は、災害応急対策港湾施設使用協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該災害応急対策港湾施設使用協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定災害応急対策港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定災害応急対策港湾施設である旨又は協定災害応急対策港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

（新設）

4 前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策港湾施設使用協定において定めた事項の変更について準用する。

(災害応急対策港湾施設使用協定の効力)

第五十五条の四の四 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた災害応急対策港湾施設使用協定は、その公示のあつた後において協定災害応急対策港湾施設の民間災害応急対策港湾施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 (略)

2 前項の特定用途港湾施設は、次に掲げる港湾施設で、第三条の三第十一項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

一 三 (略)

3 5 (略)

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け)

第五十五条の八 (略)

2 前項の特別特定技術基準対象施設は、第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において、大量の土砂その他の物件を水域施設(非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めるものに限る。)に流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定める港湾施設で、第三条の三第十一項の規定により公示された港湾計画においてその改良に関する計画が定められたものをいう。

3 (略)

(新設)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 (略)

2 前項の特定用途港湾施設は、次に掲げる港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

一 三 (略)

3 5 (略)

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け)

第五十五条の八 (略)

2 前項の特別特定技術基準対象施設は、第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において、大量の土砂その他の物件を水域施設(非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めるものに限る。)に流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定める港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその改良に関する計画が定められたものをいう。

3 (略)

(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

第五十六条の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設、荷さばき施設その他の非常災害により損壊し、又は倒壊した場合において船舶の交通又は臨港交通施設の機能に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「特定技術基準対象施設」という。）のうち、港湾管理者以外の者（国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。）が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊し、又は倒壊した場合において船舶の交通又は臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 (略)

(関係行政機関の長との協議)

第五十七条 国土交通大臣は、主として漁業の用に供する施設について第四十六条第一項の認可をし、又は漁業に重大な関係のある事項に関し第三条の三第八項若しくは第四十七条の要求をし、とずるときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

2 (略)

第六十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したときは、当該違反行為をした者も、前項と同様とする。

第六十三条 第四十三条の二十三第一項の規定による報告若しくは

(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

第五十六条の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「特定技術基準対象施設」という。）のうち、港湾管理者以外の者（国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。）が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 (略)

(関係行政機関の長との協議)

第五十七条 国土交通大臣は、主として漁業の用に供する施設について第四十六条第一項の認可をし、又は漁業に重大な関係のある事項に関し第三条の三第六項若しくは第四十七条の要求をし、とずるときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

2 (略)

第六十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第六十三条 第四十三条の二十三第一項の規定による報告若しくは

資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十三条の二十一第一項又は第四項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十六条の二の九第一項の規定に違反したとき。

二 第五十六条の二の十五の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十七条の十一第一項、第四十三条の八第一項、第五十五条の三の五第一項又は第五十六条の二第一項の規定に違反したとき。

5 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十三条の二十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四十三条の二十二第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出したとき。

6 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の二第八項、第五十六条の三第二項又は第五十六

資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十三条の二十一第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十六条の二の九第一項の規定に違反した者

二 第五十六条の二の十五の規定による業務の停止の命令に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定に違反した者

二 第三十七条の十一第一項、第四十三条の八第一項、第五十五条の三の五第一項又は第五十六条の二第一項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十三条の二十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十三条の二十二第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の二第八項、第五十六条の三第二項又は第五十六

条の四第一項の規定による処分に違反したとき。

二 第五十条の二十一において準用する第四十五条第二項の規定による書面の提出をしないで、又は提出した書面に記載された料率によらないで、料金を収受したとき。

三 第五十条の二十一において準用する第四十五条第三項の規定による命令に違反して、料金を収受したとき。

7 (略)

8 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の二第一項若しくは第四項又は第五十六条の第三項前段若しくは後段本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十六条の二の十一の規定による許可を受けないで確認業務の全部を廃止したとき。

三 第五十六条の二の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五十六条の二の十六の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第五十六条の五第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

9・10 (略)

条の四第一項の規定による処分に違反した者

二 第五十条の二十一において準用する第四十五条第二項の規定による書面の提出をしないで、又は提出した書面に記載された料率によらないで、料金を収受した者

三 第五十条の二十一において準用する第四十五条第三項の規定による命令に違反して、料金を収受した者

7 (略)

8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の二第一項若しくは第四項又は第五十六条の第三項前段若しくは後段本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十六条の二の十一の規定による許可を受けないで確認業務の全部を廃止した者

三 第五十六条の二の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第五十六条の二の十六の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第五十六条の五第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9・10 (略)

○ 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3 2 3 </p> <p>(直轄工事) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。</p> <p>(海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け等)</p> <p>第六条 港湾法第五十五条の二(第四項及び第八項を除く。)(海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け)の規定は、第三条第一項に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であつて、同法第二条の四第一項の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の同項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産について準用する。この場合において、港湾法第五十五条の二第一項中「第五十四条第一項」とあるのは、「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第四条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えて準用する港湾法第五十五条の二第二項の規定により国土交通大臣が前項に規定する行政財産の貸付けを行つている場合における同法第五十五条の二の二(利用調整協議会)の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項」</p>	<p>(直轄工事) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

とあるのは、「前条第一項（北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第六条第一項におい
て準用する場合を含む。第三項第四号において同じ。）」とする

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（沖縄の港湾に係る特例）</p> <p>第百条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うものとする。</p> <p>6～9（略）</p> <p>10 第六項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第六項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。</p> <p>11（略）</p>	<p>（沖縄の港湾に係る特例）</p> <p>第百条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5～8（略）</p> <p>9 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。</p> <p>10（略）</p>

改正案	現行
<p>（沖縄の港湾に係る特例） 第百条（略） 2510（略）</p> <p>11 港湾法第五十五条の二（第四項及び第八項を除く。）の規定は、 第一項に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であつて、 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネ ルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法（昭和二十三年 法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産について準用 する。この場合において、港湾法第五十五条の二第一項中「第五 十四条第一項」とあるのは、「沖縄振興特別措置法第百条第七項 」と読み替えるものとする。</p> <p>12 前項の規定により読み替えて準用する港湾法第五十五条の二第 一項の規定により国土交通大臣が前項に規定する行政財産の貸付 けを行っている場合における同法第五十五条の二の二の規定の適 用については、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「前条 第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百条 第十一項において準用する場合を含む。第三項第四号において同 じ。）」とする。</p> <p>13 この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「水域施設」 、「外郭施設」、「係留施設」、「臨港交通施設」、「港湾公害 防止施設」、「廃棄物埋立護岸」、「海洋性廃棄物処理施設」、 「港湾環境整備施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」、「航 行補助施設」、「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」 及び「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」の意義は、 港湾法に定めるところによる。</p>	<p>（沖縄の港湾に係る特例） 第百条（略） 2510（略） （新設）</p> <p>11 この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「水域施設」 、「外郭施設」、「係留施設」、「臨港交通施設」、「港湾公害 防止施設」、「廃棄物埋立護岸」、「海洋性廃棄物処理施設」、 「港湾環境整備施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」及び「 航行補助施設」の意義は、港湾法に定めるところによる。</p>

(国有財産の譲与等)

第百一条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(国有財産の譲与等)

第百一条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

○ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け） 第六条 政府は、<u>港湾管理者が指定会社に対し港湾法第三条の三第 十一項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改 良に関する計画が定められた外貿埠頭の建設又は改良に要する費 用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付け の条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸 付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を 無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。</u></p>	<p>2 （略）</p> <p>（外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け） 第六条 政府は、<u>港湾管理者が指定会社に対し港湾法第三条の三第 九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良 に関する計画が定められた外貿埠頭の建設又は改良に要する費用 に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの 条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付 金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無 利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。</u></p>

○ 景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（港湾法の特例）</p> <p>第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第十一項」とあるのは「若しくは第三条の三第十一項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(6)の許可の基準に適合しないものである」とする。</p>	<p>（港湾法の特例）</p> <p>第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(6)の許可の基準に適合しないものである」とする。</p>